

令和6年1月15日
(事業部 扱い)

郡市区歯科医師会長 各 位

一般社団法人 京都府歯科医師会
会長 安岡 良介

令和6年能登半島地震による災害の被災者に係る妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱い等について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、会務運営につきまして格別のご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、日本歯科医師会を通じて、こども家庭庁より「令和6年能登半島地震による災害の被災者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等」につきまして周知依頼がございましたので、貴会会員へご周知いただきますようご高配よろしくお願い申し上げます。

なお、取扱い等の詳細につきましては、府歯ホームページの会員専用ページ内に掲載しておりますので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

《本文所は、貴職並びに郡市区歯会登録の担当者当てに同時通報しています》

医療機関の皆様へ

災害により被災された妊婦さんの
健康診査の取扱いについてのお知らせ

災害により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。
- ② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているため、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口にご相談するよう、ご案内ください。

こども家庭庁成育局母子保健課